

## 第Ⅱ章 幕別町の現況

### 1 幕別町の概況

幕別町は日高山脈を遠くに仰ぎ、アイヌ語で「マクウンペツ（山際を流れる川の意）」といわれるように、母なる川十勝川、清流札内川、サケが遡上する猿別川、南に位置する忠類地域には太平洋に注ぐ当縁川が流れ、平地や段丘が広がる「豊かな自然と大地」をイメージする素晴らしいまちです。

明治 22 年に永井三治が入植し、明治 30 年に『幕別外 6 ケ村戸長役場』が設けられて以来、農業を中心として発展してきており、十勝管内でも有数の食料生産地となっています。

北部に形成された沖積地には、肥沃な農地をはさんで幕別、札内の市街地が形成されています。南側に広がる丘陵地には、農地のほか丘陵地の斜面林や防風林などがあり、これらの緑は市街地の緑とつながる貴重なものとなっています。また、都市計画区域には、92 ケ所の都市公園、忠類地域を含む都市計画区域外には 6 ケ所の条例公園が整備されており、緑の豊かなまちといえます。



幕別町都市計画区域 航空写真(平成 28 年撮影)

表 2-1-1 幕別町の土地利用 (ha)

対象年月	前回改訂時 (平成 22 年 4 月)	策定時
行政区域	47,800	47,764
森林地域		
地域森林計画 対象民有林	14,801	14,717
保安林	4,130	4,112
農業地域		
農業振興地域	42,084	42,052
農用地区域	23,693	23,496
都市地域		
都市計画区域	8,210	8,174
市街化区域	790	783.5
市街化調整区域	7,420	7,390.5

※策定時における面積の出典。

森林地域：令和 2 年 3 月現在における森林調査簿上の地域森林計画対象民有林面積

農業地域：令和元年 12 月現在の確保すべき農用地等の面積調査

都市地域：令和 2 年 10 月決定帯広圏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

## 2 自然などの現況

### (1) 地勢

幕別町は、西は十勝の中核都市帯広市と更別村に、北は音更町と池田町、東は豊頃町、南は大樹町に隣接しています。北に十勝川、西に札内川、中央部を猿別川、そして南に当縁川が流れ、西方の日高山脈を一望でき、平地や段丘が広がる豊かな自然に恵まれた地域です。

地勢は十勝川と札内川流域の細長い平坦地を除くと概ね新第三紀層からなる台地性丘陵地と沖積地からなる広大な平原が主体をなしています。

主要な市街地は、十勝川流域の平坦地に札内市街地および幕別市街地、当縁川上流の平坦地に忠類市街地が形成されています。

### (2) 気象

幕別町は亜寒帯に属し、内陸に位置することから内陸性気候であり、気温の年較差は 60℃に達し、冬季は積雪し、寒冷です。年間の平均日照時間は約 2,000 時間、年間晴天日数は 170 日前後と多く、年平均降水量は約 950 mm で少なく、道内でも日照条件に恵まれた地域であるといえます。風速も比較的穏やかであり、最深積雪量も 1 m 未満と道内では少ない方といえます。

### (3) 植生

幕別町内の主要な森林植生は河川に沿って分布する河畔林（ヤナギ類、ハンノキ類、ヤチダモ、ハルニレ等が優占）及び土地利用の困難な段丘斜面林（カンバ類、ミズナラ、カシワ、センノキ等が優占）があげられます。段丘斜面や段丘上に存在する樹林は、その成り立ちの違いから自然林もしくはそれに近いもの（人為が全くないか、相当長時間行われていないもの）と経済活動としての針葉樹等の植林に大きく二分されます。

斜面樹林は急傾斜や北向き斜面の立地であることに起因して、その多くが開発されずに残存している自然林と考えられ、斜面上部にはミズナラを中心とした乾性林が、斜面下部や沢部にはハルニレ、ヤチダモを中心とした湿性林が分布しています。

植林はカラマツを中心に、トドマツ、アカエゾマツが植林されています。これらも年月を重ねたものは周辺植生構成種の侵入が見られ、生物生息の良好な環境を形成しています。

台地上に広がる農耕地内には耕地防風林として植林されたカラマツ人工林が見られます。

屋敷林や防風林はそのほとんどが市街化区域外にあり、広大な農地とあいまって十勝地方の代表的農村景観をつくっています。ともすれば単調となりがちな北海道の農村景観に多様性を持たせています。

市街化区域内の街路樹は自動車交通から受ける住環境の悪化を和らげるため、大きな通りに設置されている場合が多くなっています。

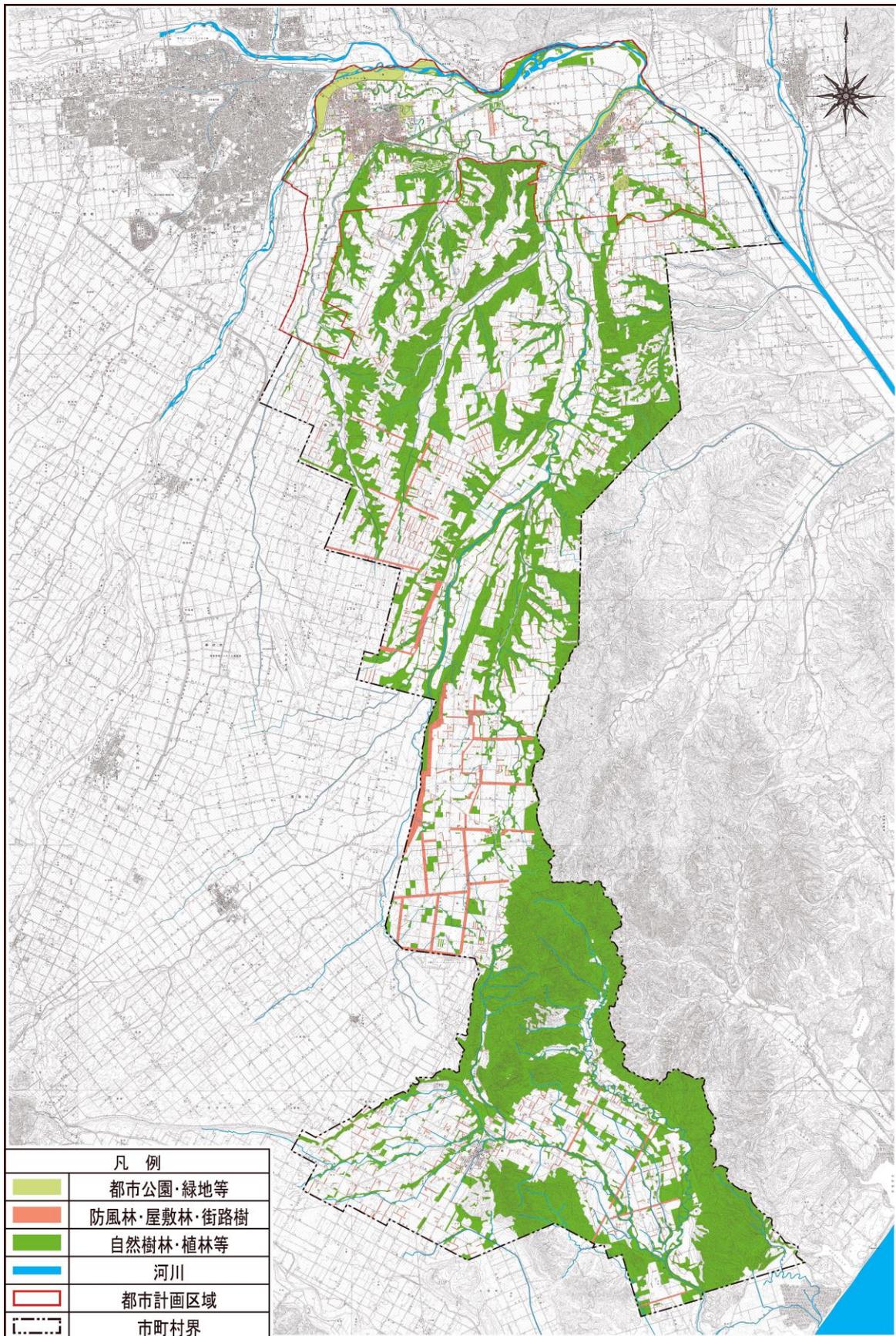
特筆すべき植生としては、平成 21 年に忠類地域の丸山の中腹にある洞窟で見つかった「ヒカリゴケ」の群生地が挙げられます。ヒカリゴケは環境省の準絶滅危惧（NT）※種に指定されている貴重な植物で、わずかな環境の変化でも枯死する恐れがあるため、生息環境を保全していく必要があります。幕別町の教育委員会は、ヒカリゴケを町文化財に指定しました。

現況緑地の分布図を図 2-2-1 に示します。

---

※準絶滅危惧（NT）：現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種。

図 2-2-1 現況緑地分布図



#### (4) 水系

幕別町内の河川のうち、幕別地域の河川は全て十勝川水系に属し、十勝川、札内川をはじめとして猿別川や途別川及びその支流明野川やメン川などがあげられます。一方、忠類地域は当縁川水系、アイボシマ川水系、歴舟川水系、生花苗川水系の4水系に分かれており、市街地付近には上チュウルイ川及びその支流下チュウルイ川が流れています。水系分布は図 2-2-3 に示します。

また都市計画区域内の主な河川の本支川の関係は次頁の表 2-2-1 に示します。

#### (5) 土地利用

幕別地域は、十勝川の右岸に沿って広がる平地に札内、幕別の両市街地が形成され、それらにはさまれた形で肥沃な農地が広がっています。

忠類地域は、当縁川沿いに広がる平地や緩傾斜地に農地が広がり、上流部に市街地が形成されています。忠類地域の北部と東部には、山林が広範囲に分布しています。

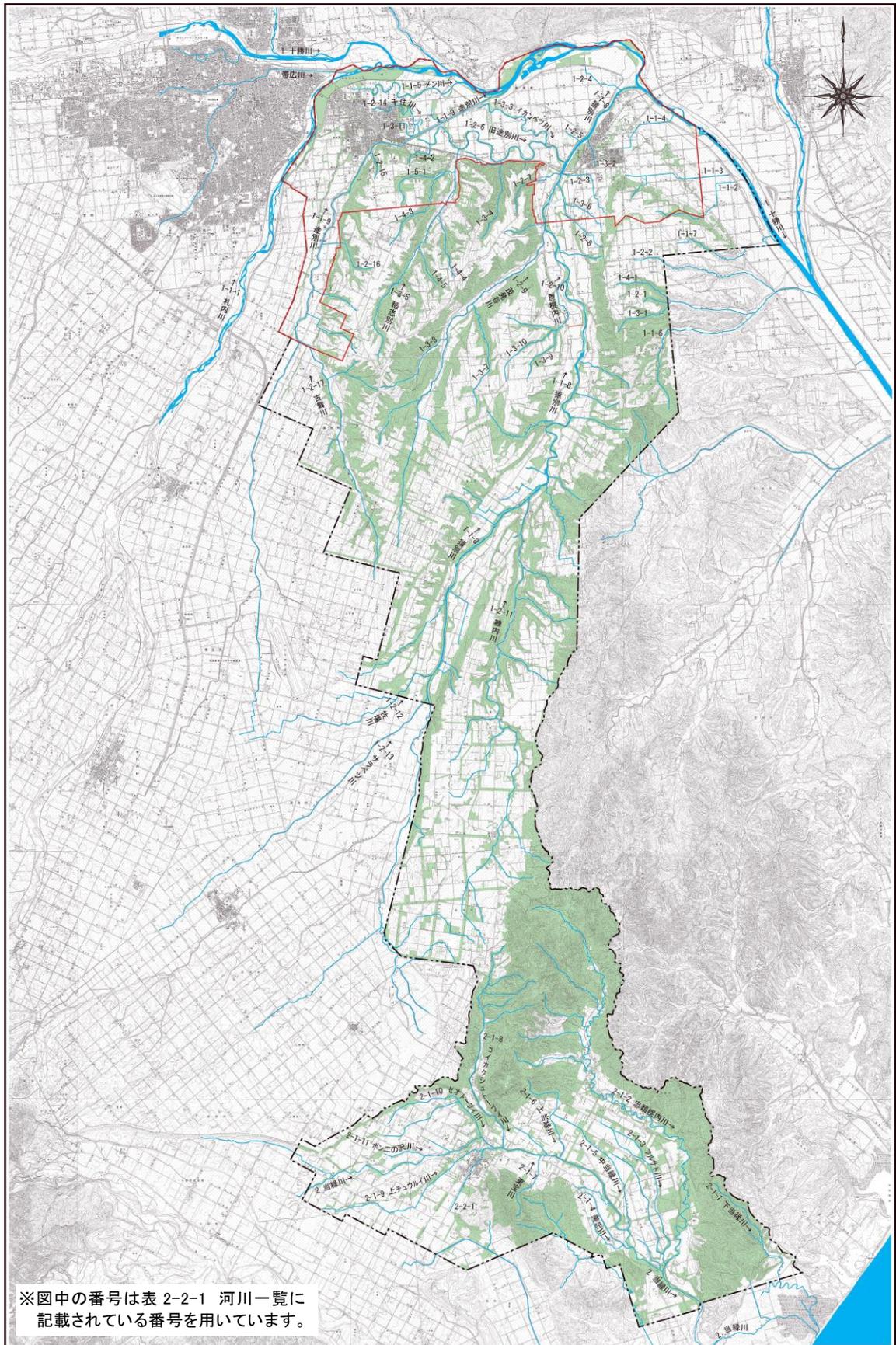
また、中小河川により形成された沖積地も農地として利用されています。幕別地域南部と忠類地域の平坦地には防風林を主とした樹林と農地がモザイク状に分布しています。

表 2-2-1 河川一覧

番号	河 川 名					
	本川	1次	2次	3次	4次	5次
1	十勝川					
1-1- 1	・	札内川				
1-1- 2	・	新川				
1-1- 3	・	明新川				
1-1- 4	・	明野川				
1-1- 5	・	メン川				
1-1- 6	・	打内川				
1-2- 1	・	・	平和川			
1-3- 1	・	・	・	平和小沢川		
1-4- 1	・	・	・	・	平和中沢川	
1-1- 7	・	上統内川				
1-2- 2	・	・	二里塚川			
1-1- 8	・	猿別川				
1-2- 3	・	・	軍岡川			
1-2- 4	・	・	相川			
1-3- 2	・	・	・	若菜川		
1-2- 5	・	・	上相川			
1-2- 6	・	・	旧途別川			
1-3- 3	・	・	・	イカンベツ川		
1-3- 4	・	・	・	豊岡川		
1-3- 5	・	・	・	稲士別川		
1-4- 2	・	・	・	・	更生川	
1-4- 3	・	・	・	・	日新川	
1-4- 4	・	・	・	・	沖田川	
1-4- 5	・	・	・	・	須田川	
1-5- 1	・	・	・	・	・	左の沢川
1-2- 7	・	・	第2豊岡川			
1-2- 8	・	・	第2軍岡川			
1-3- 6	・	・	・	牧村川		

番号	河川名					
	本川	1次	2次	3次	4次	5次
1-2-9	十勝川	猿別川	茂発谷川			
1-3-7	・	・	・	新和川		
1-3-8	・	・	・	33番川		
1-2-10	・	・	恩根内川			
1-3-9	・	・	・	第一恩根内川		
1-3-10	・	・	・	第二恩根内川		
1-2-11	・	・	糠内川			
1-2-12	・	・	牧場川			
1-2-13	・	・	サラベツ			
1-1-9	・	途別川				
1-2-14	・	・	千住川			
1-3-11	・	・	・	白人川		
1-2-15	・	・	温泉川			
1-2-16	・	・	三平川			
1-2-17			古舞川			
2	当縁川					
2-1-1	・	下当縁川				
2-1-2	・	忠類幌内川				
2-1-3	・	フルサト川				
2-1-4	・	美忠川				
2-1-5	・	中当縁川				
2-1-6	・	上当縁川				
2-1-7	・	東宝川				
2-1-8	・	コイカクシュトープイ川				
2-1-9	・	上チュウレイ川				
2-2-1	・	・	下チュウレイ川			
2-1-10	・	セオトープイ川				
2-1-11	・	ポンニの沢川				

図 2-2-3 水系図



### 3 施設緑地の現況

#### (1) 都市公園

令和元年度末現在において供用されている都市公園※は、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園及び都市緑地等が整備されています。種別毎の箇所数、合計面積の一覧は以下の表 2-3-1 に示します。なおそれぞれの公園種別の概要を表 2-3-2 に示します。

表 2-3-1 公園種別毎の箇所数、合計面積

種 別	箇 所 数 (ヶ所)	合 計 面 積 (ha)
街区公園	62	10.92
近隣公園	5	10.2
地区公園	1	4.6
総合公園	2	50.4
運動公園	1	20.3
風致公園	1	11.0
広域公園	1	68.2
緩衝緑地	1	0.94
都市緑地	13	101.21
緑 道	5	0.67
総計	92	278.44



※都市公園：都市公園法第2条による公園又は緑地で、国営公園や都市計画施設である公園又は緑地及び、地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地をいいます。

表 2-3-2 都市公園等の種別

種 類	種 類	内 容
基 幹 公 園	住区基幹公園	街区公園 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用することができるような範囲内で1カ所当たり面積0.25haを標準として配置する。
		近隣公園 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用することができるような範囲内で1カ所当たり面積2haを標準として配置する。
		地区公園 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるような範囲内で1地区当たり1カ所面積4haを標準として配置する。 また都市計画区域外の地域の生活環境の向上を図ることを目的として一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。
	都市基幹公園	総合公園 都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1カ所当たり面積10～50haを標準として配置する。
		運動公園 都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1カ所当たり面積15～75haを標準として配置する。
公 大 規 園 模	広 域 公 園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域なブロック単位ごとに1カ所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
緩 衝 緑 地 等	特 殊 公 園	風致公園、動植物公園、歴史公園、その他特殊公園、墓園でその目的に則し配置する。
	緩 衝 緑 地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、郊外、災害発生源地域と居住地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都 市 林	市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等において、その自然環境の保護、保全、自然的環境の復元を図れるよう充分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置する。
	都 市 緑 地	主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、1カ所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。 但し既存市街地等において良好な樹林地等があり、植樹により都市に緑を増加又は回復させ、都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む。）
	緑 道	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられている植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

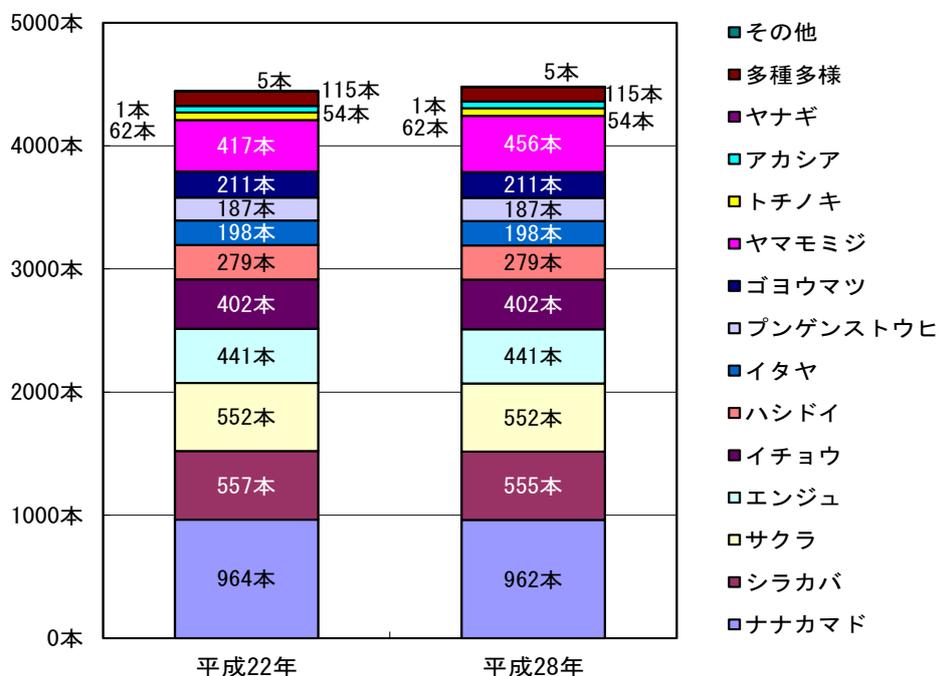
近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方（面積100ha）の居住単位

## (2) 公共施設緑地

### ① 道路緑地

道路の緑化空間として環境施設帯及び植樹帯があげられ、ともに樹木が列状に植栽されることが多く、それらは一般に街路樹とよばれています。街路樹における各種の本数の割合をグラフ化したものを図2-3-1に示します。

図 2-3-1 町道の街路樹樹種構成比



### ② 公共公益施設緑地

公共公益施設緑地には学校、コミュニティセンター等の植栽地、公共のパークゴルフ場等(9ヶ所)があげられます。

### (3) 民間施設緑地

民間施設緑地には、市民緑地(1ヶ所)、民間ゴルフ場(1ヶ所)、民間パークゴルフ場(2ヶ所)、寺社境内地(17ヶ所)などが含まれます。

## 4 地域制緑地<sup>※</sup>等の現況

### (1) 法によるもの

#### ① 河川区域

河川法による河川区域内には、多くの河畔林や草地が成立し、連続した緑地としてその効果が期待できます。町内では 20 ヶ所が指定されています。そのうち十勝川及び札内川が都市計画河川に指定されており、周辺の都市的土地利用と一体的に整備すべき河川として定めています。

#### ② 保安林区域

森林法による保安林に指定された森林においては、知事の許可を受けなければ立木の伐採が禁止されています。保安林は防風保安林(10 ヶ所)、土砂崩壊防備保安林(2 ヶ所)、土砂流出防備保安林(14 ヶ所)、砂防指定地(1 ヶ所)、水源かん養保安林(1 ヶ所)、防霧保安林(1 ヶ所)が指定されています。

#### ③ 地域森林計画対象民有林

地域森林計画対象民有林は知事によって5年ごとに立てられた地域森林計画において指定されているもので、町内では令和元年度末現在で約 14,717a が指定されています。

---

※地域制緑地：土地利用に対して何らかの規制をかけるための地域地区の制度によって指定された緑地です。法律によるもの、北海道の条例等によるものがあります。

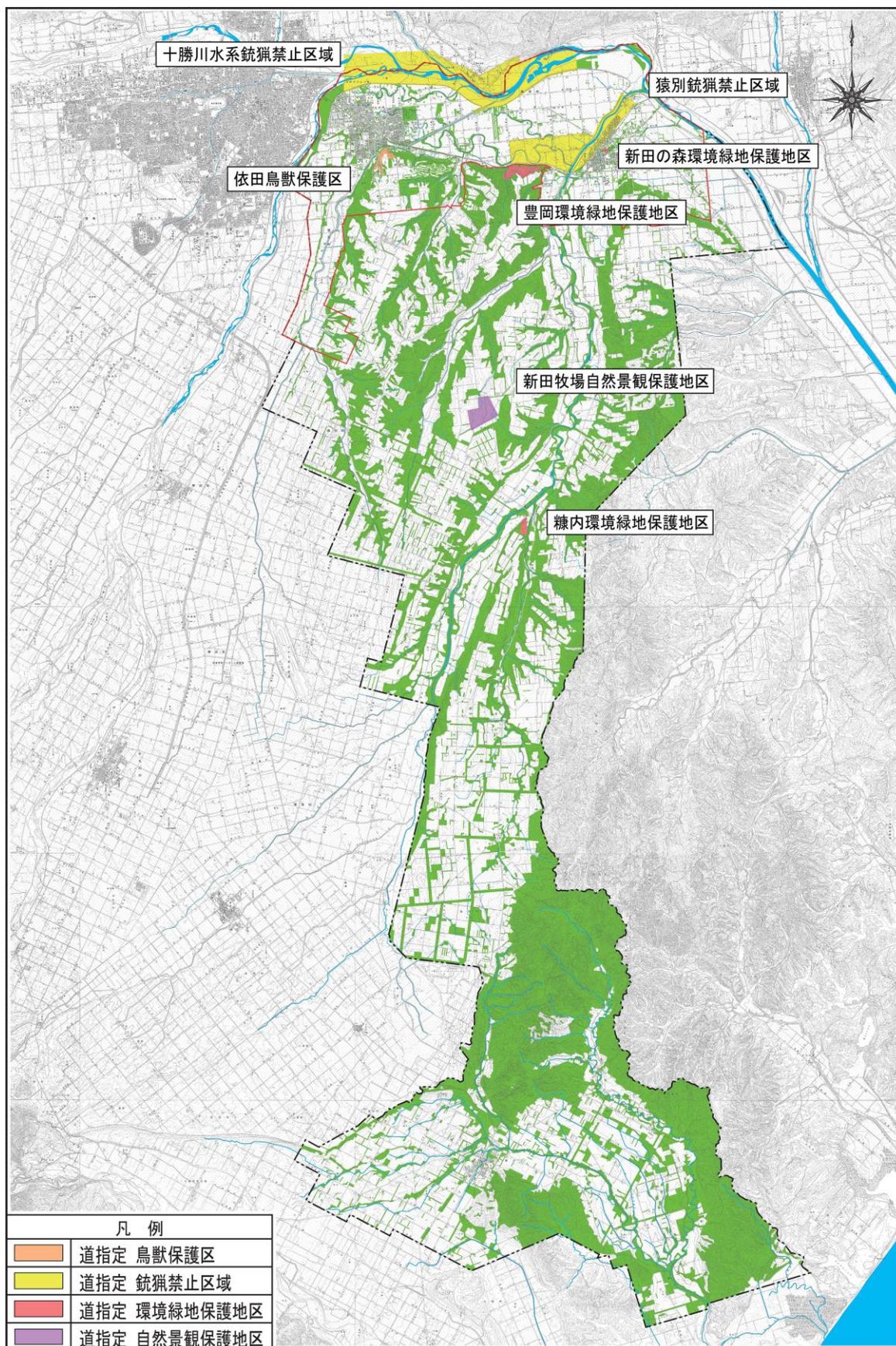
## (2) 条例によるもの

環境緑地保護地区（北海道自然環境等保全条例）及び自然景観保護地区、道指定鳥獣保護区（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則）が主なものとなります。それらの一覧を表 2-4-1、位置を図 2-4-1 に示します。

表 2-4-1 自然保護条例保護地区と鳥獣保護区等

種別	名称	面積	告示	存続期間	備考
道自然保護条例保護地区	新田の森環境緑地保護地区	約 1.6ha	昭和 49 年 3 月 30 日告示第 1020 号	—	市街地における環境緑地として維持することが必要な樹林地の保護
	豊岡環境緑地保護地区	約 36ha	昭和 49 年 3 月 30 日告示第 1020 号	—	市街地周辺地の環境緑地として維持することが必要な樹林地の保護
	糠内環境緑地保護地区	約 6.6ha	昭和 49 年 3 月 30 日告示第 1020 号	—	市街地周辺地の環境緑地として維持することが必要な樹林地の保護
	新田牧場自然景観保護地区	約 45ha	昭和 49 年 3 月 30 日告示第 1020 号	—	市街地周辺地の良好な自然景観地の保護
道指定鳥獣保護区	依田鳥獣保護区	約 25ha	令和元年 9 月 27 日告示第 634 号	令和元年 10 月 1 日～令和 11 年 9 月 30 日	身近な鳥獣生息地
銃猟禁止区域	十勝川水系銃猟禁止区域	約 781ha	平成 27 年 9 月 29 日告示第 649 号	平成 27 年 10 月 1 日～令和 7 年 9 月 30 日	—
	猿別銃猟禁止区域	約 295ha	平成 25 年 9 月 27 日告示第 628 号	平成 25 年 10 月 1 日～令和 5 年 9 月 30 日	—

図 2-4-1 土地自然特性図



## 5 目標値の達成状況

平成 23 年度に改訂した計画の達成状況を次のとおり整理しました。なお、実績値については、令和 2 年 3 月末の数値によるものです。

### ○人口の見通し

年次	前回改定時 (平成 22 年)	今回策定時 (令和 2 年)	前計画時目標 (令和 2 年)
行政区域人口	26,760 人	26,505 人	26,400 人
都市計画区域人口	23,697 人	23,372 人	23,500 人
市街化区域人口	22,298 人	21,876 人	22,200 人

※前回改定時人口は平成 22 年国勢調査による。

※今回策定時人口は令和元年度住民基本台帳による。

「人口の見通し」については、概ね計画どおりの人数となりました。

### ○緑地の確保目標水準

区域	年次	前回改定時 (平成 22 年)		今回策定時 (令和 2 年)		前計画時目標 (令和 2 年)	
		概ね 17,204ha	36.0%	概ね 17,120ha	35.8%	概ね 17,204ha	36.0%
行政区域	都市計画区域	概ね 1,608ha	19.6%	概ね 1,612ha	19.6%	概ね 1,608ha	19.6%
	市街化区域	概ね 83ha	10.5%	概ね 83ha	10.5%	概ね 83ha	10.6%

「緑地の確保目標水準」については、設定したすべての区域において、目標水準を概ね達成することが出来ました。

○公園等施設緑地の目標水準（都市計画区域内）

年次	前回改訂時 (平成22年)	今回策定時 (令和2年)	前計画時目標 (令和2年)
都市公園 目標水準	117.7 m <sup>2</sup> /人	119.0 m <sup>2</sup> /人	116.3 m <sup>2</sup> /人
公共施設緑地 目標水準	0.2 m <sup>2</sup> /人	0.2 m <sup>2</sup> /人	0.2 m <sup>2</sup> /人
都市公園等 目標水準	117.9 m <sup>2</sup> /人	119.2 m <sup>2</sup> /人	116.5 m <sup>2</sup> /人

都市計画区域内における「公園等施設緑地の目標水準」については、目標をわずかに超える水準を確保することが出来ました。

○緑化の目標

年次	前回改定時 (平成22年)	今回策定時 (令和2年)	前計画時目標 (令和2年)
行政区域の 緑化目標量	17,204 ha	17,120 ha	17,204 ha
都市計画区域 の緑化目標量	1,608 ha	1,612 ha	1,608 ha
市街化区域 の緑化目標量	83 ha	83 ha	83 ha
都市公園 の緑化目標量	273 ha	278 ha	273 ha
幹線街路 の緑化目標量	1.7 ha	1.6 ha	3.2 ha
公共公益施設 の緑化目標量	17.8 ha	19.2 ha	17.8 ha

行政区域及び幹線街路については、地域森林計画対象民有林の減少、街路の植樹ますの減に伴い目標量を下回る結果となりました。その他の項目については、目標をわずかに超える面積を確保することが出来ました。

○都市計画区域内の都市公園の整備目標

種 別		前回改定時 (平成 22 年)			今回策定時 (令和 2 年)			前計画時目標 (令和 2 年)		
		箇所	面積 (ha)	m <sup>2</sup> /人	箇所	面積 (ha)	m <sup>2</sup> /人	箇所	面積 (ha)	m <sup>2</sup> /人
住区基幹公園	街区公園	61	10.89	4.69	62	10.92	4.67	62	11.00	4.68
	近隣公園	5	7.10	3.06	5	10.20	4.36	5	7.10	3.02
	地区公園	1	4.60	1.98	1	4.60	1.97	1	4.60	1.96
都市基幹公園	総合公園	2	50.40	21.72	2	50.40	21.54	2	50.40	21.45
	運動公園	1	20.30	8.75	1	20.30	8.68	1	20.30	8.64
基 幹 公 園 計		70	93.29	40.20	71	96.42	41.22	71	93.40	39.75
特殊公園	風致公園	1	11.00	4.74	1	11.00	4.70	1	11.00	4.68
広域公園		1	68.20	29.40	1	68.20	29.15	1	68.20	29.02
緩衝緑地		1	0.94	0.41	1	0.94	0.40	1	0.94	0.40
都市緑地		12	99.05	42.69	13	101.21	43.25	12	99.05	42.15
緑 道		5	0.69	0.30	5	0.67	0.29	5	0.69	0.29
都 市 公 園 計		90	273.17	117.74	92	278.44	119.01	91	273.28	116.29

※面積、人口等は都市計画区域内のものとする。

「都市公園の整備目標」については、全ての種別において、概ね目標値を達成しております。

○公共施設緑地の整備目標

種 別			前回改定時 (平成 22 年)			今回策定時 (令和 2 年)			前計画時目標 (令和 2 年)		
			箇所	面積 (ha)	m <sup>2</sup> /人	箇所	面積 (ha)	m <sup>2</sup> /人	箇所	面積 (ha)	m <sup>2</sup> /人
公共施設 緑地	都市計画 区域	PG 場、 GB 場等	4	0.44	0.19	4	0.44	0.19	4	0.44	0.19
	町 域	PG 場、 GB 場等	17	17.84	6.73	17	19.21	7.25	17	17.84	6.76

「公共施設緑地の整備目標」については、目標をわずかに超える水準を確保することが出来ました。

○民間施設緑地の整備目標

種 別			前回改定時 (平成 22 年)			今回策定時 (令和 2 年)			前計画時目標 (令和 2 年)		
			箇所	面積 (ha)	m <sup>2</sup> /人	箇所	面積 (ha)	m <sup>2</sup> /人	箇所	面積 (ha)	m <sup>2</sup> /人
民間施設 緑地	都市計画 区域	PG 場、GB 場等	4	166.45	71.75	2	165.01	70.52	4	166.45	70.83
		社寺	11			11			11		
		広場、緑地	2			2			2		
	町 域	PG 場、GB 場等	4	171.47	64.71	2	170.03	64.16	4	171.47	64.95
		社寺	17			17			17		
		広場、緑地	2			2			2		

「民間施設緑地の整備目標」については、施設の廃止に伴い面積が減少しましたが、概ね目標どおりの面積を確保することができました。

○地域制緑地（法によるもの）

	前回改定時 (平成 22 年)			今回策定時 (令和 2 年)			前計画時目標 (令和 2 年)		
	箇所	面積 (ha)	m <sup>2</sup> /人	箇所	面積 (ha)	m <sup>2</sup> /人	箇所	面積 (ha)	m <sup>2</sup> /人
河川区域	19	2,007.56	757.57	19	2,007.56	757.57	19	2,007.56	760.44
保安林	29	4,130.09	1,558.52	29	4,102.85	1,548.25	30	4,131.09	1,564.81
地域森林計画対象民有林	1	14,801.00	5,585.28	1	14,712.00	5,551.70	1	14,801.00	5,606.44
法によるもの 計	49	20,938.65	7,901.37	49	20,822.41	7,857.52	50	20,939.65	7,931.69

「地域制緑地」（法によるもの）については、地域森林計画対象民有林及び保安林の減少により面積は減少していますが、目標値は概ね達成している状況です。

○地域制緑地（条例等によるもの）

種 別	前回改定時 (平成 22 年)			今回策定時 (令和 2 年)			前計画時目標 (令和 2 年)		
	箇所	面積 (ha)	m <sup>2</sup> /人	箇所	面積 (ha)	m <sup>2</sup> /人	箇所	面積 (ha)	m <sup>2</sup> /人
条例等によるもの	5	114.06	43.04	5	114.06	43.04	5	114.06	43.20

「地域制緑地」（条例等によるもの）については、概ね目標どおりの面積を確保することが出来ました。